

令和7年度 松戸市病院事業職員採用試験受験案内 (行政職・新規卒業者・第2回)

松戸市病院事業では、令和8年度採用予定者を次のとおり募集します。

1 試験区分・募集人数・受験資格

試験区分		符号	募集人数	受験資格
行政職	事務職(上級)	A	若干名	平成7年4月2日以降に生まれ、大学を卒業又は令和7年度に卒業見込みの人
	事務職	B	若干名	平成7年4月2日以降に生まれ、短期大学、学校教育法による高等専門学校及び専門課程を置く専修学校(専門学校)を卒業又は令和7年度に卒業見込みの人

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

※ 松戸市病院事業での採用となるため、松戸市役所などの市の機関への異動はありません。

2 募集概要

試験区分	主な職務内容
事務職(上級)・事務職	病院運営に係る職務全般 (医事関係業務(診療報酬請求事務(入院)等)、医療情報システム、経理・財務、地域連携、医療機器・医薬品等購入、施設管理、経営企画、広報、総務、人事)

3 採用日 令和8年4月1日

4 受験手続 郵送での申込のみとなりますので注意してください。

(1) 必要書類

- ① 松戸市病院事業 職員採用試験受験申込書(松戸市病院事業指定様式)
 - ② 履歴書(松戸市病院事業指定様式)
 - ③ 受験票返送用封筒
 - ・長形3号(12 cm×23.5 cm)の封筒(サイズ指定)をご用意ください。
 - ・封筒には、返送先郵便番号・住所・氏名を記入し、460 円分の切手を貼付してください。
 - ・氏名の後に「様」と記入してください(「行」「宛」等は記入しないでください。)
- ※ 提出書類①及び②は、松戸市立総合医療センターホームページからダウンロードし、受験者本人が記入・作成してください。(消すことができない黒インク又は黒ボールペンを使用して記入するか、PDF データを編集して作成してください。)
- ※ 受験票及び履歴書には、必ず同じ写真(縦4 cm×横3 cm)を貼付してください。

- (2) 募集期間
令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）（期間内必着）
- (3) 受験票の交付
受験票は、受験票返信用封筒に入れ、試験実施日の1週間前頃に簡易書留で郵送します。試験実施日の3日前までに受験票が届かない場合には、問合せ先までご連絡ください。
- (4) 注意事項
- ① 提出書類に不備等があった場合には、受験できないことがあります。なお、記載事項に正しくないことが判明した場合には、合格取消しとなります。
 - ② 同一試験日における複数の試験区分の申込及び申込後の試験区分の変更はできません。
 - ③ 同一年度内に同一試験区分の職種を2度受験することはできません。

5 第1次試験の日程等

- (1) 試験実施日 令和7年10月19日（日） 午前9時00分から
 ※ 詳しい試験時間は、受験票返送時にお知らせします。
 ※ 試験実施日の変更はできません。

(2) 試験内容

- ① 事務職（上級）【符号A】
- ・ 択一式教養試験、択一式専門試験
 - ・ 小論文
 - ・ 適性検査

※ 試験問題の出題分野

科目	出題分野
教養	・ 社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題 ・ 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
専門 （行政）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係

- ② 事務職【符号B】
- ・ 択一式教養試験（文書読解能力、数的能力、判断推理能力）
 ※ 知識の量ではなく、基礎的な能力及びその応用力を問う内容となります。
 - ・ 小論文
 - ・ 適性検査

- (3) 試験会場 松戸市立総合医療センター 会議室（2階）
 〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1

※ 第1次試験の合否は、令和7年10月31日（金）頃に文書で本人に発送します。

6 第2次試験の日程等

- (1) 試験実施日 令和7年11月10日（月）から同13日（木）までの間で指定する日
※ 日時は、第1次試験合格者に文書でお知らせします。

- (2) 試験内容 個人面接等

※ 第2次試験の可否は、令和7年11月21日（金）頃に文書で本人に発送します。

7 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が、受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しください。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することはできません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1か月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1か月間

8 勤務時間・休暇等（令和7年4月1日現在）

病院企業職員就業規則等により定められています。

- (1) 身 分 正規職員（地方公務員）
(2) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日7時間45分
(3) 週 休 日 土曜日・日曜日
(4) 休暇制度 年次有給休暇及び結婚・出産・忌引等の特別休暇があります。
(5) そ の 他 育児休業制度、介護休業制度、地方公務員等共済組合法による給付等の共済制度等があります。

9 給 与

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 初任給の決定については、学歴、職歴を加味する場合があります。
(2) 通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当（賞与）、その他実績に応じた手当（時間外勤務手当等）が支給されます。
(3) 今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

【お問合せ先】

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1

松戸市病院事業 管理局（事務局）人事課

TEL 047-712-0715

E-MAIL mchjinji@city.matsudo.chiba.jp

HP <https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/>